

区内保育施設  
在園児童の保護者の皆様へ

世田谷区 保育部長 知久 孝之

### 緊急事態宣言解除に伴う令和2年6月1日以降の保育の対応について

日頃より、世田谷区の保育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

区では、5月22日（金）に「令和2年6月1日以降の保育の対応について」を出させていただき、今後の対応につきましてお知らせしたところですが、5月25日（月）に国による緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、改めて、6月1日（月）以降の対応について、下記のとおりまとめましたので、ご確認ください。

### 記

#### 1 今後の保育所等運営の考え方

5月25日をもって緊急事態宣言が解除されましたが、以前からお知らせしておりますように、保育所等の休園は5月31日まで行い、31日をもって休園措置を終了することといたします。この間、保育の必要な方は応急保育をご利用ください。

6月1日以降につきましては、感染が再び広がるリスクがあることから、感染拡大の防止のために、就業先の自粛や休業等により自宅での保育が可能な方及び今後、就業先との調整がつき仕事を休める方につきましては、登園を自粛していただきますよう要請いたします。また、在宅で勤務されている方につきましても、登園日数を減らしていただくなど、可能な範囲で登園を控えていただきますようご協力をお願いいたします。

自粛のお願いにあたりましては、区長から保護者様の勤務先の事業者あてに協力依頼文「世田谷区の保育事業のご協力をお願い」を作成しております。本通知に添付、および区ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

#### 登園自粛の要請期間について

令和2年6月1日（月）から6月末までとします。

なお、就業先との調整が必要な期間中は、保育を実施いたします。

※感染状況により、期間を変更することがあります。

#### 2 6月1日以降の給食の取り扱いについて

区立保育園につきましては、6月1日から給食を再開することといたします。

私立保育園等にも協力をお願いし、6月1日からの給食の再開を目指しておりますが、各施設の準備が整い次第、再開しますので、対応につきましては、お通りの園にお問い合わせください。

※5月22日付通知の「2 緊急事態宣言が解除された場合」も併せてご確認ください。

### 3 認証保育所・保育室・保育ママの保育料等について

認証保育所・保育室・保育ママの保育料につきましては、欠席した日数に応じて減額または補助します。詳細については、HPをご確認ください。

#### 【区ホームページ掲載場所】

ホーム>目次から探す>区政情報>区の紹介・統計情報>区の紹介>区からのお知らせ>新型コロナウイルス感染症の影響による認可外保育施設の保育料の取扱い

### 4 添付文書

「世田谷区の保育事業のご協力のお願い」

#### 【担当】

保育認定・調整課認可外保育施設担当

認証保育所 電話 03-5432-2324

保育室・保育ママ 電話 03-5432-2572